

役員等報酬規程

290629

社会福祉法人 誠和会

Social Welfare Corporation SEIWAKAI



役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠和会（以下当法人）定款第8条および第21条の規定に基づきの役員（理事および監事）並びに評議員（以下役員等）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の算定方法)

第2条 法人業務を行う役員に対し、業務量に応じ報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員で定期的・定例的業務に対する報酬は年俸とし、その基準額は別表1に定める。
- 3 役員が当法人の職員業務を兼務する場合は、職員給与規定に基づき給与を支給するものとし、本報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の支給方法及び支給日は、年俸額を月割りし、誠和会職員の給与の支給方法及び支給日に準じて支給する。

(理事の出席報酬)

第4条 第2条の報酬を受けていない非常勤役員が、理事会等法人業務に出席したときは、別表2により費用弁償額も含めた1日分の報酬を都度現金で支払うことができる。

- 2 費用弁償の額が別表2の額を超える場合は、旅費規定に準じて旅費等を支払うこととし、別表2の報酬は支払わない。

(評議員の出席報酬)

第5条 評議員が評議員会等法人業務に出席したときは、別表3により、費用弁償額も含めた1日分の報酬を都度現金で支払うことができる。

- 2 費用弁償の額が別表3の額を超える場合は、旅費規定に準じて旅費等を支払うこととし、別表3の報酬は支払わない。

(退任慰労金)

第6条 特に功績があった役員が退任する場合は、別表4で算出された額を上限として退任慰労金を支払うことができる。支出の是非並びに金額については理事会で決議する。また、別表4を超えて支払う場合は評議員会の承認を得ることとする。



(出張旅費)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、「旅費規程」に基づき旅費等を支給することができる。

2 旅費等は事前に概算額を支払い出張終了後に精算することもできる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は平成15年12月1日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成17年9月22日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成19年1月1日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成19年2月23日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成19年8月1日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成24年10月1日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成25年1月1日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成26年5月11日より施行する。

この規程は一部改訂し、平成29年6月29日より施行する。



別表 1

支給基準上限額

区 分	金額／年
理 事 長	12,000,000円
副 理 事 長	9,000,000円
常 務 理 事	3,600,000円
理 事	240,000円

別表 2

理事の出席報酬

(源泉所得税控除後の額)

区 分	金額／日
理事・監事	20,000円

別表 3

評議員の出席報酬

(源泉所得税控除後の額)

区 分	金額／日
評議員	20,000円

別表 4

役員退職慰労金

基本報酬月額×在任年数

- *基本報酬月額は別表 1 の金額を 12 で除した金額とする。
- *非常勤理事並びに監事が退任する場合は、基本報酬月額を別表 2 の 20,000 円に読みかえて算出する。
- *在任年数は 1 ヶ年単位とし端数は切り捨てる。

